

令和6年度

地域整備方向検討調査
中信平三期地区整備構想検討業務

特別仕様書

関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所

項 目	内 容
<p>第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条</p> <p>(目 的) 第1-2条</p> <p>(場 所) 第1-3条</p> <p>(一般事項) 第1-4条</p> <p>(履行確実性表の達成状況の確認) 第1-5条</p>	<p>地域整備方向検討調査 中信平三期地区整備構想検討業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、「中信平三期地区」における地域の課題を把握し、地域の状況を的確に反映した農業基盤の整備方向を検討するものである。</p> <p>業務位置は、長野県松本市他2市2村で別添施工位置図に示すとおりである。</p> <p>業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法について監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう十分留意しなければならない。</p> <p>(2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。</p> <p>(3) 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。</p> <p>(4) 受注者は、常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。</p> <p>本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。</p> <p>なお、業務完了検査時まで提出されない場合には、以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。</p> <p>① 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合</p> <p>② 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合</p> <p>③ その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合</p> <p>④ 業務成果品のミス、不備 等</p>

項 目	内 容														
(管理技術者) 第1-6条	<p>(1) 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="507 353 1430 701"> <thead> <tr> <th data-bbox="515 365 847 398">資 格</th> <th data-bbox="855 365 1134 398">技術部門</th> <th data-bbox="1142 365 1422 398">選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="515 409 847 589" rowspan="2">技術士</td> <td data-bbox="855 409 1134 510">総合技術監理</td> <td data-bbox="1142 409 1422 510">農業・農業土木 農業・農業農村工学</td> </tr> <tr> <td data-bbox="855 521 1134 589">農業</td> <td data-bbox="1142 521 1422 589">農業土木、農業農村工学</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 600 847 667">シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)</td> <td data-bbox="855 600 1134 667">農業土木</td> <td data-bbox="1142 600 1422 667"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 678 847 701">博士</td> <td data-bbox="855 678 1134 701">業務に該当する部門</td> <td data-bbox="1142 678 1422 701"></td> </tr> </tbody> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業・農業土木 農業・農業農村工学	農業	農業土木、農業農村工学	シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)	農業土木		博士	業務に該当する部門	
資 格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業・農業土木 農業・農業農村工学													
	農業	農業土木、農業農村工学													
シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)	農業土木														
博士	業務に該当する部門														
(担当技術者) 第1-7条	<p>担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。</p>														
(配置技術者の確認) 第1-8条	<p>共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画に位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。</p>														
(保険加入) 第1-9条	<p>受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。</p> <p>また、監督職員からの請求があった場合は保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>														
第2章 作業条件 (地区概要) 第2-1条	<p>本業務が対象とする地区の前歴国営事業概要は、以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国営梓川農業水利改良事業（昭和18年度～昭和25年度） 主要工事：頭首工1箇所、用水路2.1km ② 国営中信平土地改良事業（昭和40年度～昭和52年度） 主要工事：頭首工1箇所、用水路69.9km ③ 国営中信平二期土地改良事業（平成17年度～平成26年度） 主要工事：頭首工1箇所、用水路28.5km ④ 受益面積：8847ha（田：5490ha、畑：3357ha）【中信平二期事業時】 ⑤ 主要作物：水稲、野菜、りんご 														

項 目	内 容	
(対象施設) 第2-2条	対象施設一覧表	
	施設名	管理者
	梓川頭首工 1箇所 堰柱 一式 エプロン 一式 護床工 一式 魚道 1箇所 沈砂池 1箇所 管理棟 1棟 洪水吐ゲート 2門 土砂吐ゲート 1門 取水ゲート 4門 電気設備 一式 非常用発電装置 一式	中信平土地改良区連合
	導水幹線水路 L = 2.6km 分水工 1箇所	中信平土地改良区連合
	右岸上段幹線水路 L = 18.6km 分水工、放流工 12箇所 調整池 8箇所 唐沢川サイホン 鎖川サイホン 小曾部川サイホン 奈良井川サイホン	長野県中信平右岸土地改良区
	右岸幹線水路 L = 12.1km 分水工、放流工 14箇所 調整池 4箇所 唐沢川サイホン 鎖川サイホン	長野県中信平右岸土地改良区
	左岸幹線水路 L = 14.9km 分水工 12箇所 調整池 5箇所 上海渡サイホン 黒沢川サイホン 花見サイホン	長野県中信平左岸土地改良区
	梓川幹線水路 L = 2.3km	長野県梓川土地改良区
	梓川導水路 L = 0.8km 分水工、余水吐 1箇所	長野県梓川土地改良区
	梓川右岸幹線水路 L = 7.8km 分水工、放水工 6箇所	長野県梓川土地改良区
	梓川左岸幹線水路 L = 11.7km 分水工、放水工 11箇所 水位調整施設 小水力発電 1箇所	長野県梓川土地改良区

項 目	内 容		
	温堰水路 分水工	L = 3.2km 3箇所	長野県梓川土地改良区
	上海渡放余水工	L = 0.7km	東筑摩郡波田堰土地改良区
	中央管理所 水管理 建屋	一式 1棟	中信平土地改良区連合
(貸与資料) 第2-3条	貸与資料は、次のとおりである。		
	貸与資料		数量
	中信平二期地区一般平面図		1式
	中信平二期農業水利事業誌「清流 梓川の恵み」		〃
	中信平二期地区土地改良事業計画書		〃
	H27 国営造成水利施設保全対策指導事業 中信平地区その1業務 報告書		〃
	H28 国営造成水利施設保全対策指導事業 中信平地区その2業務 報告書		〃
	R4 広域基盤整備計画調査 中中信平地区広域基盤整備計画書補足業務 報告書		〃
	R1 広域農業基盤整備管理調査 中信平地区農業基盤基礎調査その1業務 報告書		〃
	R2 広域農業基盤整備管理調査 中信平地区農業基盤基礎調査その2業務 報告書		〃
	R3 広域農業基盤整備管理調査 中信平地区農業基盤基礎調査その3業務 報告書		〃
	R4 広域農業基盤整備管理調査 中信平地区農業基盤基礎調査その4業務 報告書		〃
	H29 国営施設応急対策事業 中信平河川震害検討その他業務 報告書		〃
	H30 国営施設応急対策事業 中信平河川震害検討その2業務 報告書		〃
	H31 国営施設応急対策事業 中信平河川震害検討その3業務 報告書		〃
	R1 国営造成施設水利管理事業 中信平地区水管理システム検討その他業務 報告書		〃
	R5 国営造成施設総合水利調整管理事業 中信平地区河川協議資料作成業務 報告書		〃
(貸与資料の取扱い) 第2-4条	また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。		
	第2-3条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。		
	(1) 記載事項の解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。		
	(2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。		
	(3) 貸与資料から得られる情報は、業務を実施する以外の目的で使用してはならない。		
	(4) 貸与資料から得られる情報のうち、個人を特定できる一切の情報については、「複製」「外部への持ち出し」「改変」等の行為をしてはならない。		

項 目	内 容																						
<p>第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条</p> <p>(作業の留意点) 第3-2条</p>	<p>本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。 なお、詳細は別紙1「作業項目内訳表」に示すものとする。</p> <p>【作業項目表】</p> <table border="1" data-bbox="544 501 1283 931"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 準備作業</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (1) 現地調査</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td> (2) 資料把握</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>2. 地区課題把握調査</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (1) 水利用に関する用水量算定調査</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td> (2) 営農課題調査</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td> (3) 施設課題調査</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td> (4) 重要度区分の概定</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td> (5) 地元意向確認調査</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>3. 点検とりまとめ</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table> <p>設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 報告書作成において、共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(2) 報告書作成において、第2-3条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(3) その他</p> <p> ① 作業の進め方及び作業の方法等については、あらかじめ監督職員と十分打合せを行うものとする。</p> <p> ② 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p>	作業項目	数量	1. 準備作業		(1) 現地調査	1式	(2) 資料把握	1式	2. 地区課題把握調査		(1) 水利用に関する用水量算定調査	1式	(2) 営農課題調査	1式	(3) 施設課題調査	1式	(4) 重要度区分の概定	1式	(5) 地元意向確認調査	1式	3. 点検とりまとめ	1式
作業項目	数量																						
1. 準備作業																							
(1) 現地調査	1式																						
(2) 資料把握	1式																						
2. 地区課題把握調査																							
(1) 水利用に関する用水量算定調査	1式																						
(2) 営農課題調査	1式																						
(3) 施設課題調査	1式																						
(4) 重要度区分の概定	1式																						
(5) 地元意向確認調査	1式																						
3. 点検とりまとめ	1式																						
<p>第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条</p>	<p>共通仕様書第1-10条の打合せについては、主として次の段階で行うものとする。</p> <p>また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 作業着手前の段階 第2回 中間打合せ（地区課題把握調査の概略整理ができた段階） (Web) 第3回 中間打合せ（概略とりまとめ段階）(Web) 第4回 中間打合せ（精査段階）(Web) 最終回 報告書原稿作成段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と</p>																						

項 目	内 容
<p>第5章 成果物 (成果物) 第5-1条</p> <p>(成果物の提出先) 第5-2条</p> <p>第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条</p> <p>第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7-1条</p>	<p>相互に確認するものとする。</p> <p>また、第2, 3, 4回中間打合せは Web を考えている。</p> <p>ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会の上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。</p> <p>その際、管理技術者は、共通仕様書第 1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p> <p>(1) 成果物を共通仕様書第 1 章第 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 成果物の電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) 正副 2 部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体 (CD-R もしくは DVD-R) により別途 1 部を提出するものとする。 2. 成果物の出力 1 部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。 <p>成果物の提出先は、次のとおりとする。</p> <p>静岡県菊川市加茂 2 2 8 0 - 1 関東農政局西関東土地改良調査管理事務所</p> <p>業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合 (2) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合 (3) 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合 (4) 履行期間に変更が生じた場合 (5) 関係機関等対外的協議により調査計画に変更が生じた場合 (6) その他重要な変更が生じた場合 <p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>

【別紙1】作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業数量
		当初
1. 準備作業		
(1) 現地調査	本業務の実施にあたり、地区の地形等概況を把握するための現地調査を行う。	一式
(2) 資料把握	過年度の調査結果及び本業務に必要となる資料の収集、内容の把握を行う。	一式
2. 地区課題把握調査	地区の現状把握、課題の抽出、改善の基本方針の検討を行う。	
(1) 水利用に関する 用水量算定調査	既存資料及び過年度業務成果から、本地区の現状及び課題（地区概要、水源状況、用水諸元、用水系統、管理組織状況、営農流通基盤状況等）を把握・整理し、農業用水の過不足を把握する。	一式
(2) 営農課題調査	既存資料、農業改良普及センター及び農協等からの聞き取りにより、主要な農作物の概況を整理し、関係市町村毎の農業振興計画等の地域振興計画を収集し、営農計画策定に向けた基礎的な諸元を整理し、とりまとめる。	一式
(3) 施設課題調査	過年度成果（完了地区フォローアップ調査「施設管理状況調査」）をもとに、施設管理者から施設の機能低下、操作管理、補修、修繕等の経費、管理体制、組織等の管理上の課題について聞き取りを行い課題の把握・整理を行う。	一式
(4) 重要度区分の概 定	耐震検討の基礎資料とするため、既存資料により現況施設毎の重要度（地震によって施設が破壊した場合の影響等）を把握し、一覧表に整理する。 対象施設は、頭首工1箇所、分木工3箇所、サイフォン9箇所を想定。分木工：右岸上段幹線分木工、上海渡分木工、赤松分木工	一式
(5) 地元意向確認調 査	事業化の検討に向け、地方公共団体、土地改良区の意向を確認する。これに伴い、必要となる資料作成及び議事録作成を行う。発注者が想定する意向確認時期は、①地区課題把握調査結果及び施設整備計画調査の概略案が提示できるようになった段階、②1回目の地元意向確認調査における関係機関の意向を踏まえて、施設整備計画調査結果の内容が提示できるようになった段階である。	一式
3. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	一式